

# みんなで守りましょう!

## 山口県の

## 指定希少野生動植物種



山口県では、山口県希少野生動植物種保護条例に基づき、希少野生動植物種のうち、絶滅のおそれが高く、特に保護を図る必要がある植物2種を指定希少野生動植物種として指定しました。

指定希少野生動植物種をはじめとする、山口県の希少野生動植物種を県民みんなで守りましょう。



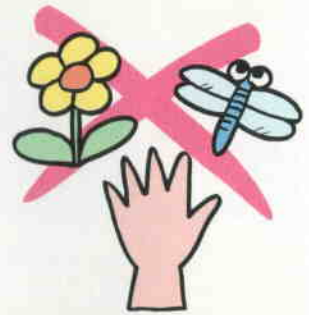
豊かな自然に恵まれた山口県。

しかし、今日、様々な人間活動による圧迫が原因で、この豊かな自然環境を構成している多くの野生動植物に絶滅のおそれが生じています。野生動植物は、その多様性によって生態系のバランスを維持するとともに、食料、衣料、医薬品等の資源として、また、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いと安らぎをもたらす存在として、私たちの生活に欠かすことのできない役割を果たしています。このため、山口県では、県内の**絶滅のおそれのある野生動植物種（希少野生動植物種）**を保護し、絶滅のおそれから守り、生態系の豊かさ、生息・生育環境の多様性を守るため、**山口県希少野生動植物種保護条例**を平成17年3月に制定し、取り組みを進めています。このたび、同条例に基づき、希少野生動植物種のうち、絶滅のおそれが高く、特に保護を図る必要がある植物2種（**キビヒトリシスカ、ホソバナコバイモ**）を、**指定希少野生動植物種**の一次指定種として指定しました。

### 指定されたらどうなるのですか？

原則、指定種は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはいけません。また、条例に違反して捕獲等をした種の個体又はその器官の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてもいけません。なお、違反者には、懲役又は罰金などの罰則が科せられることとなります。

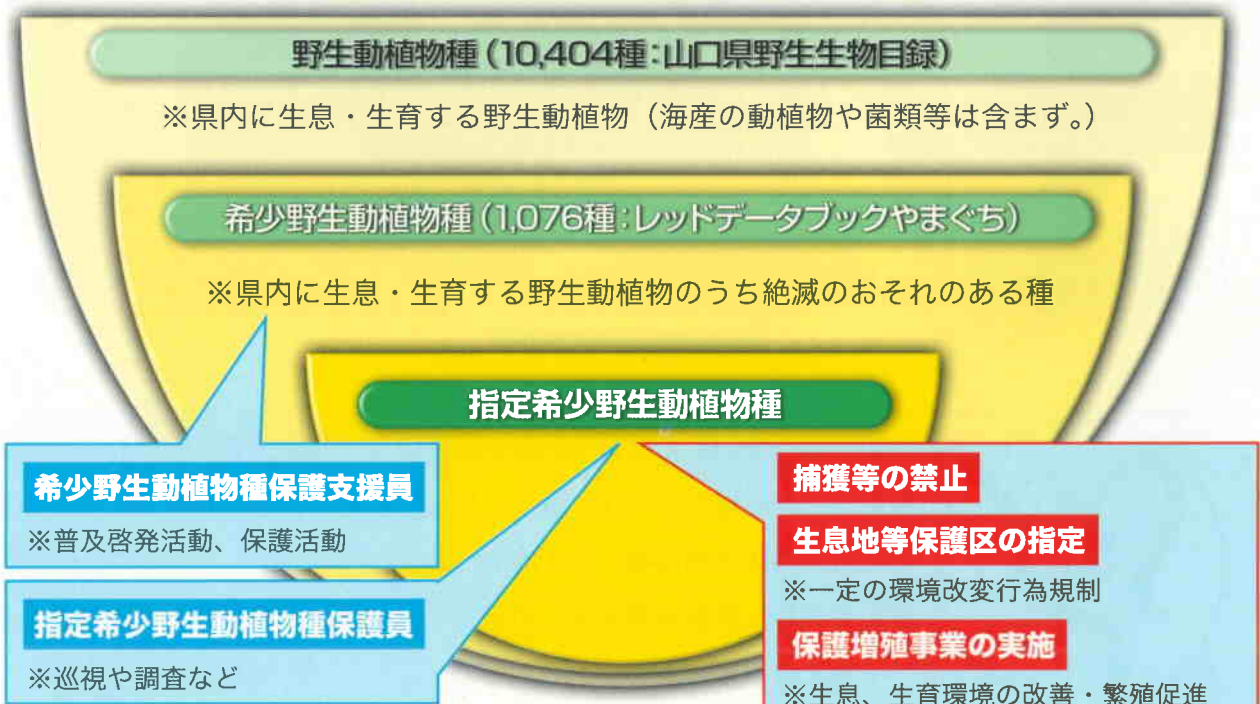
ただし、学術研究や繁殖など指定種の保護に資すると認められる目的で捕獲等する場合は、知事の許可を受ければ可能です。





### 捕獲等の禁止だけで大丈夫ですか？

県では、「指定希少野生動植物種保護員」を委嘱して、巡視や調査などを行い、生息・生育状況等を把握し、絶滅の防止を図ることとしています。

## —希少野生動物種保護のイメージ図—



指定希少野生動植物種（平成18年3月指定）

種名（科名）	キビヒトリシズカ(センリョウ科) 	<p>～一口メモ～</p> <p>清楚な響きを名にもつこの花は、日本列島では比較的新しく記録された花で、「キビ」は、発見地の岡山県吉備に由来します。仲間のヒトリシズカに良く似ていますが、ヒトリシズカよりもおしべが長いなどの特徴があります。</p>
山口県カテゴリー	絶滅危惧ⅠA類	
環境省カテゴリー	絶滅危惧Ⅱ類	
県内生育地	周防大島町、周南市	
全国分布状況	本州（和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、山口県） 四国（香川県） 九州（福岡県、長崎県、熊本県）	
形態	多年生草本。短い根茎から高さ10～40cmの茎が1本ないし多数直立する。葉は2枚から6枚が対生し広楕円形、先が急に尖る。雄ずいの長さは10mmを超え、葯隔は長さ8～15mm、雄ずいの内側に4個の葯がある。	
生育状況等	平成17年度の調査結果では、周防大島町の生育地で確認された個体数は、平成15年度と比較すると10個体から2個体へ大きく減少しています。また、「レッドデータブックやまぐち」作成以降に生育が確認された周南市の生育地でも、約20個体と少ない状況です。周防大島町の生育地では、他の植物の繁茂により生育が妨げられるとともに、盗掘も見られ、生育環境は著しく悪化しています。	
種名（科名）	ホソバナコバイモ（ユリ科） 	<p>～一口メモ～</p> <p>ホソバナコバイモは、バイモ（貝母＝中国の薬草）の仲間で、花の筒の形が細いことからこの名（細花小貝母）がつけられたようです。</p> <p>フレアスカートのような花びらが、とってもチャーミングです。</p>
山口県カテゴリー	絶滅危惧ⅠA類	
環境省カテゴリー	絶滅危惧Ⅱ類	
県内生育地	岩国市	
全国分布状況	本州（岡山県、広島県、山口県） 九州	
形態	多年生草本。鱗茎は球形で、径7～9mm、鱗片は2個ある。茎は、高さ10～20cm、無毛で上部に対生葉とその上に3輪生葉を着ける。葉は披針形－広線形。3～5月頃茎の先端に1個の筒状鐘形、淡紫褐色の花を斜め下向きに開く。	
生育状況等	現時点では、生育地は岩国市1箇所と極めて限定されており、平成17年度の調査結果で確認された個体数は、14個体と非常に少ない状況です。植生の遷移の進行や他の植物の繁茂により生育が妨げられるなど、生育環境は著しく悪化しています。また、愛草家による盗掘の可能性もあります。	

## あなたも希少野生動植物種保護支援員になりませんか

山口県では、希少野生動植物種の保護を県民の皆さんとの協働により取り組むため、ボランティアによる「希少野生動植物種保護支援員」制度を設けています。

支援員は、希少野生動植物の保護に熱意を有する方ならどなたでも（小学生以上）登録可能です。山口県の希少野生動植物や豊かな自然環境をいっしょに守っていきましょう。

### －支援員の活動－

- ・ 希少野生動植物の保護活動
- ・ 希少野生動植物保護の普及啓発活動
- ・ 自然とのふれあい活動
- ・ 自然環境の保全活動

## ～ 支援員の研修も実施しています ～



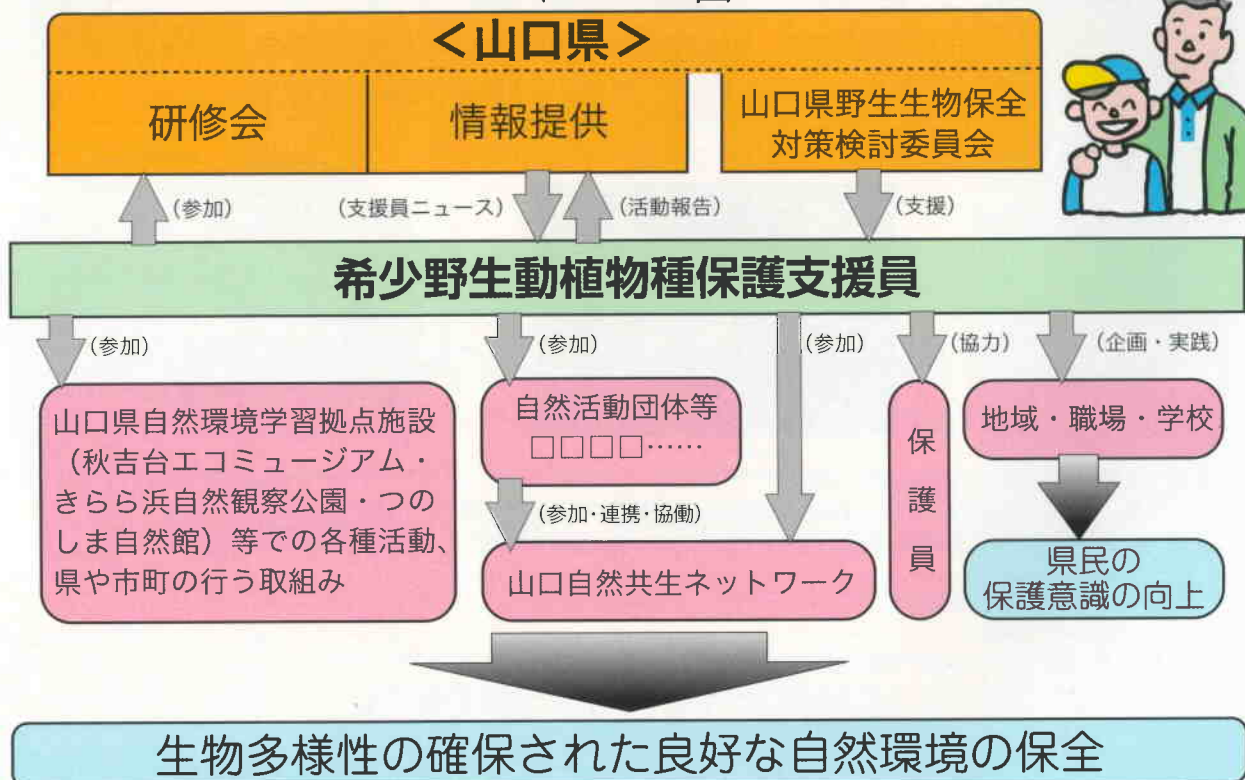
研修風景

（野外体験：火道切り）

研修風景（講義）



### －イメージ図－



○ 問い合わせ先 ○

山口県環境生活部自然保護課 自然・野生生物保護班

TEL 083-933-3050 FAX 083-933-3069

E-mail a15600@pref.yamaguchi.lg.jp